

杉並区特別区民税の恒久的減税の基本方針

杉並区減税基金条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）を計画的に実施するための基本的な方針を策定する。

1 恒久的減税の実施時期

恒久的減税の実施時期は、積立開始から 10 年経過後からの恒久的減税を目指すものとする。

2 恒久的減税の規模

恒久的減税の規模は、特別区民税の 10%相当額を当初の目標とし、基金の残高の推移を踏まえ、規模の拡大を目指すものとする。

3 基金の積立ての方針

(1) 毎年度の基金積立額は、当初予算で一定額を積み立て、その後、行財政改革の効果額等を当該年度の補正予算で積み増すことにより、最終的に一般会計当初予算額の 1 割を目途とする。ただし、公債費（特別区債の元金償還額及び利子支払額）、財政調整基金の繰入金がある場合は、一般会計当初予算額の 1 割の額からその合計額を除く額を目途とする。

(2) (1)にかかわらず、大規模な災害、経済事情の変動等により財源が著しく不足するときは、これを勘案して毎年度の積立額を決定するものとする。